

入札説明書

件名

ダスト処理剤（1）ほか

仙台市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 公告日 平成30年2月9日

2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長

3 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 ダスト処理剤（1）ほか 395トン
 - （内訳）①仙台市環境局今泉工場 75トン
 - ②仙台市環境局葛岡工場 160トン
 - ③仙台市環境局松森工場 160トン
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所 仙台市環境局今泉工場・仙台市環境局葛岡工場・仙台市環境局松森工場
- (4) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。また、当該資格において営業種目を「工業薬品」で登録している者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。

5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けな

ければならない。

4 (1)の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4 (1)以外の事項を満たしているときは、開札の時において4 (1)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時において4 (1)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類：一般競争入札参加申請書

(添付書類) なし

イ 提出期間：平成30年2月9日から平成30年3月2日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、平成30年3月2日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

(2) 一般競争入札参加申請書の様式は本入札説明書に添付していないので、本入札説明書を公開しているホームページの記載に従い入手し、作成すること。

(3) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は平成30年3月16日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。

(4) 上記(3)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。

6 平成29・30・31年度競争入札参加資格（物品）の認定を受けていない者等の手続き

(1) 本入札の参加希望者で、平成29・30・31年度競争入札参加資格（物品）の認定を受けておらず、4 (1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<http://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：平成30年2月9日から平成30年2月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

ウ 提出場所：5 (1)ウと同じ。

エ 提出方法：持参すること（郵送その他の方法による提出は認めない）。

(2) 平成29・30・31年度競争入札参加資格（物品）の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

(3) 4 (1)に掲げる平成29・30・31年度競争入札参加資格（物品）の認定を受けている者で、4 (1)に掲げる営業種目の登録をしていない者は、営業種目の追加を行うことができる。営業種目の追加を行う者は、5 (1)に掲げる申請書類等の提出に併せて、「入札参加資格登録事項変更届（様式第10号）」を提出すること（「変更事項」欄に「種目の追加」と記入し、「変更後」欄

に追加する営業種目名を記入すること。なお、営業に関し、法令上の許可・登録を必要とする業種の場合は許可（登録）証明書の写しを添付すること）。なお、当該変更届の様式を掲載しているホームページのアドレスは次のとおり。

<http://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/henko.html>

7 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。
ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）
イ 提出期間：5(1)イと同じ。
ウ 提出場所：5(1)ウと同じ。
エ 提出方法：5(1)エと同じ。
- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、平成30年3月12日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：平成30年3月23日 14時20分

ただし、郵便による入札の受領期限は平成30年3月22日とする。

- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課入札室

ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金：免除

10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争

入札参加資格認定通知書（5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。

- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
- ア 件名（ダスト処理剤（1）ほか）
 - イ 入札金額（1トン当たりの単価（課税業者にあっては消費税及び地方消費税相当額抜き））
 - ・1トン当たりの単価を入札書に記載すること。なお、単価には、消費税及び地方消費税相当額は加算しないこと。
 - ・契約は単価契約になるので、入札参加者又はその代理人はそのことに留意すること。なお、予定数量は、あくまでも想定される数量であり、発注することを約束する数量ではない。実際の発注が、予定数量に満たない場合であっても、本市は一切の責を負わない。
 - ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）
 - エ 宛て先（「仙台市長」と記入すること。）
 - オ 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）
 - カ 入札者氏名及び押印（押印は、外国人にあっては、署名をもって代えることができる。）
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、8(1)に示した日時に、8(2)に示した場所において提出しなければならない。
- 郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、8(1)に示した受領期限までに、8(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。
- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判

断した者のみを落札決定の対象とする。

- (17) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめができる。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないとときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

- (1) 本入札は、平成30年度予算の成立を前提とした契約準備行為であるため、落札決定は平成30年度予算が発効する平成30年4月1日に、次の(2)(3)において決定した落札候補者に対し行うものとする。ただし、当該調達にかかる平成30年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格以下で最低の価格をもつて申込みをした者を一旦落札候補者とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に關係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかつた入札者から請求があつたときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行つた入札者が落札者とされなかつた理由（当該請求を行つた入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行つた入札者に書面により通知する。
- (5) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなつたときは、当該入札を無効とする。落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなつたときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札候補者又は落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなつたとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになつたとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

- (1) 本入札は、事業実施の前年度に契約準備行為として行うものであり、落札の効果は平成30年度予算が発効する平成30年4月1日に生じる。ただし、当該調達にかかる平成30年度予算が成立しない場合は、本入札は無効とする。
- (2) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、本市と契約書の取交わしを行うものとする。なお、契約書は、落札金額をもとに、「ダスト処理剤（1）」「ダスト処理剤（2）」「ダスト処理剤（3）」の3件の契約書を作成する。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17 支払いの条件

別添契約書案による。

18 契約条項

別添契約書案、規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書

2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの
(免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。
写真付名刺、健康保険証は不可。)
- 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札用封筒
- 再度入札等に使用する印

質 疑 応 答 書

別添様式

件名

質問事項	回答(仙台市記入欄)

- 注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

印

入札書

件名

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注：契約希望金額の108分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 年 月 日

(宛て先)

様

会社（商店）名

入札者氏名

印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

印

入札書

※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の108分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

支店長等が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社（商店）名

〇〇〇〇〇株式会社

入札者氏名

代表取締役 〇〇 〇〇

印

支店長等が入札を行う場合は、「支店長 〇〇 〇〇」等とすること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

印

入札書

※本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の108分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。
なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

会社（商店）名

〇〇〇〇〇株式会社

入札者氏名

〇〇 〇〇

印

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

委任状

平成 年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

私は を代理人と定め、平成 年 月 日

仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する
一切の権限を委任します。

記

件名

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



記載例

印

委任状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

樣

住 所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 ○○○○

氏名 代表取締役 ○○ ○○

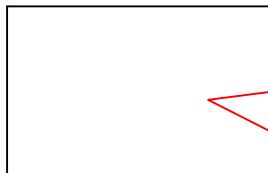
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する

一切の権限を委任します。

記

件名 ○○○○○○○業務委託

使 用 印 鑑



この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。
入札書にはこの印を押印すること。

(案)

印

単価契約書

契 約 番 号
第

1 物件の名称

上記の物件について、仙台市を発注者、消費税及び地方消費税に係る

$\begin{cases} \text{課} \\ \text{免} \end{cases}$ 税業者 _____ を受注者とし、次のとおり
り単価契約を締結する。

2 単価・規格 別記内訳書記載のとおり

3 納入場所 発注者の指定する場所

4 契約保証金 免 除

5 契約期間 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

6 その他の事項 別記記載条項のとおり

平成 年 月 日

発注者 住 所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

氏 名 仙 台 市

代表者 市 長

印

受注者 住 所

氏 名

印

(総 則)

第1条 受注者は、表記の契約期間内において、発注者より表記物件の発注があった場合は、その発注された数量を発注者の指定する納入期限までに表記納入場所に納入しなければならない。

(定義)

第1条の2 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(納入の通知)

第2条 受注者は、物件を納入したときは、直ちに検査調書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第3条 発注者は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、受注者の立会いを求めて物件の検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査に立会わないときは、その検査の結果につき、立会わぬことによる異議を申し立てることはできない。

3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は直ちに取り替え又は補修等を行い、納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び再検査等については、前条及び前2項の規定を準用する。

(物件の引渡し)

第4条 受注者は、納入物件が発注者の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物件を発注者に引渡さなければならない。

(危険負担)

第5条 物件の引渡し前に、納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合については、この限りでない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第6条 受注者は、天災地変その他その責めに帰することができない事由により、納入期限内に納入することができないときは、納入期限内に発注者に対して、その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。

(受注者の履行遅滞の場合における違約金)

第7条 発注者は、受注者が受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に義務を履行しないときは、遅延物件の代金につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した金額を違約金として請求することができる。

(契約代金の支払い等)

第8条 受注者は、物件の引渡し後、別記の契約単価に基づき、第9条に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは、発注者に対して、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した金額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約代金の計算)

第9条 契約代金は、別記記載の方法により算出した額とする。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2) 契約の履行にあたり検査員の指示に従わなかったとき。
- (3) 前各号に定める場合のほか、契約事項に違反したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額（消費税及び地方消費税額が含まれた額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつた場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）

の規定により選任された破産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による解除）

第12条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第1項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (2) 受注者（その使用人（要綱別表第2号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。），受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (3) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (4) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (5) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (6) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- (7) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合においては、第11条第1項の規定を準用する。

4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請人等（要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（損害賠償の予定）

第14条 受注者は、第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、物件の納入の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約単価に予定数量を乗じて得た額（消費税及び地方消費税額が含まれた額）の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならぬ。ただし、同項第1号に相当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなつた場合においても、同様とする。

(契約単価の改定)

第15条 表記契約期間内において経済情勢の変動等により契約単価が時価に比し著しく不適当であることを発注者と受注者双方が認めたときは、協議のうえ契約単価を改定することができる。

(譲渡制限)

第16条 受注者は、発注者が特に承認した場合のほか、契約上の債権を譲渡し、又は担保に供することができない。

(契約外の事項)

第17条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(補則)

第18条 発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）第5条第2項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

発注者及び受注者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

【別記】契約単価及び契約代金等

(受注者が消費税及び地方消費税の課税業者の場合)

- 1 下記内訳書の単価には、消費税及び地方消費税額を（含まない・含む）。
- 2 契約代金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 単価に消費税及び地方消費税額を含まない場合

下記内訳書の品目ごとに単価に数量を乗じて得た金額（以下「品目別金額」という。）を算出し、各品目別金額を合計した金額に100分の108を乗じて得た金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

(2) 単価に消費税及び地方消費税額を含む場合

下記内訳書の品目ごとに単価に数量を乗じて得た金額を算出し、各品目別金額を合計した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

(受注者が消費税及び地方消費税の免税業者の場合)

契約代金は、下記内訳書の品目ごとに単価に数量を乗じて得た金額を算出し、各品目別金額を合計した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とする。

内 訳 書

品 名	規 格	单 位	单 価

件名 ダスト処理剤（1）（2）（3）共通仕様書

仙台市環境局施設部今泉工場・葛岡工場・松森工場

この共通仕様書は、環境局施設部今泉工場・葛岡工場・松森工場のダスト処理剤単価契約に適用する。なお、本仕様書に明記のない事項については、工場別特記仕様書による。

1 品 名 ダスト処理剤

2 規 格

- (1) 主成分 ピペラジンビスジチオカルバミン酸塩
- (2) 比 重 1.1～1.4 (25°C)
- (3) 粘 度 25 mPa·s 以下 (25°C)
- (4) 凝固点 -10°C 以下

3 調達物品の概要

ごみ焼却工場の集じん設備から排出する飛灰（ばいじん）を最終処分するにあたり、廃棄物の埋め立て処分に関する基準（注1）に適合したものとするための処理に使用する薬品。

（注1）：廃棄物の埋立処分に関する基準とは、「特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準（平成4年7月3日環境庁告示第42号）」をいう。

4 提出書類

納入に当たり下記の(1)から(10)に定める書類を発注課に提出すること。これらの書類に使用する言語は日本語に限る。

なお、(1)～(6)の書類の提出期限については、すべて第1回目の薬品納入までに発注課に提出すること。

(1) 品質検査証

提出部数：1部

契約締結後、発注課から提供される飛灰に薬品を添加した処理灰（特記仕様書 3 納入薬品の条件参照）が、法的資格を有する検査機関における定められた検定方法（注2）により、廃棄物の埋め立て処分に関する基準（注1）に適合することを示すもの。

ア 重金属溶出試験結果

測定項目：pH、鉛、カドミウム、アルキル水銀、総水銀、六価クロム、ヒ素、セレン、1,4-ジオキサン

イ 試験実施機関名、場所

ウ 試験年月日

エ 薬品添加率（特記仕様書 3 納入薬品の条件参照）

オ 加湿水添加率（適量を添加）

カ 混練方法

キ 養生時間

ク 試験温度

（注2）：定められた検定方法とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月17日環境庁告示第13号）」をいう。

- (2) 定量分析結果報告書 提出部数：1部
薬品原液を法的資格を有する検査機関にて定量分析し、チウラムを含まないことを示すもの（6ヶ月以内のもの）。なお、定量にあたってはその定量下限を0.005mg/λ未満とする。
- (3) 有害ガス発生試験結果報告書 提出部数：1部
契約締結後、発注課から提供される飛灰に、薬品を添加し処理（特記仕様書 3 納入薬品の条件参照）する際に発生する二硫化炭素等の有害ガスの濃度が、作業環境評価基準等（注3）を下回ることを示すもの。
ア 有害ガス発生濃度測定結果
イ 試験実施機関名、場所
ウ 試験年月日
エ 測定方法
オ 混練方法
(注3)：「作業環境評価基準（昭和63年9月1日労働省告示第79号）」、もしくはこれに規定のないアンモニア等の悪臭物質については、「ACGIHのTWA値」及び「日本産業衛生学会の許容濃度」をいう。
ACGIH : American Conference of Governmental Industrial Hygienists
TWA値：1日8時間、週40時間の労働における時間加重平均の許容濃度
- (4) 薬品納入計画書 提出部数：1部
ア 納入車両形態
イ 納入予想期間
ウ 年間納入可能予定日
エ 緊急連絡体制
オ 薬品製造業者及び製造工場に関する情報（名称、所在地、連絡先）等
- (5) 製品の安全性に関する資料 提出部数：1部
ア ラットを用いた急性経口毒性試験成績書
イ 変異原性試験成績書
ウ 安全データシート（SDS）
「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」による官報公示整理番号等及びその他法規制等の該当について確認出来ること。
エ 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、新規化学物質となる場合は関係省庁への届出の写し
- (6) 既存薬品との混合試験結果報告書 提出部数：1部
試験終了後、速やかに提出すること。
ア 混合試験結果：混合試験は3ないし5検体調製し、測定すること
イ 試験項目：混合による結晶の析出、沈殿物の生成、異臭、発熱、凝固、分解、有毒ガスの発生等の有無
ウ 試験実施機関名、場所
エ 試験年月日

(7) 混練処理前・後の飛灰等を試料とした試験結果成績書

提出部数：1部

当該試験は、月1回(全炉停止時は除く)及び発注課の指示があった場合に実施するもので、下記の各項目について法的資格を有する検査機関にて行うものとする。成績書の提出は、試料受領後、溶出試験(試料が混練処理前・後の飛灰に限る。)については1週間以内、その他の試験については3週間以内に提出すること。

ア 溶出試験結果

(ア) 試験試料：混練処理前飛灰、混練処理後飛灰、薬品最適添加量処理飛灰
薬品最適添加量処理飛灰の上記試験に関しては、薬剤添加量の異なる試料を3ないし4検体調製し、測定する。

- (イ) 試験項目：pH、鉛
(ウ) 試験実施機関名、場所
(エ) 試験年月日

イ 含有量試験結果 試料：混練処理前の飛灰

- (ア) 試験試料：混練処理前飛灰
(イ) 試験項目：鉛、カドミウム、全クロム、全水銀、ヒ素、セレン、銅、水分
(ウ) 試験実施機関名、場所
(エ) 試験年月日

なお、試験結果について本市が必要と判断した時は、本市の指定する法的資格を有する第三者機関において再度試験を行うこと。

(8) 現地簡易試験報告書

当該試験は、薬品の適正な添加量を簡易に把握できるように、混練処理前・後の飛灰について、環境局3工場の現地で月1回(全炉停止時は除く)及び発注課の指示があった場合に実施(発注課が行う場合も有り)するもので、報告書は試験終了後速やかに提出すること。

なお、簡易試験装置の分析時間は、1検体あたり50分程度とし、各工場に設置すると共に、機器の調整を実施すること。

- ア 薬品必要量試験結果
イ 埋立処分可否確認試験結果
ウ 薬品最適添加率の提案
エ 試験担当者
オ 試験年月日

(9) 有害ガス濃度測定結果報告書

提出部数：1部

当該測定は、発注課立会いの上で、混練機点検口の内外部、排出コンベア内部及びダスト処理室内において、二硫化炭素・硫化水素・アンモニア・アミン類等の有害ガス濃度を、ガス検知管を用いて、3ヶ月に1回及び発注課の指示があった場合に実施するもので、報告書は測定終了後速やかに提出すること。

- ア 有害ガス発生濃度測定結果
イ 測定箇所
ウ 測定年月日・時刻・立会い者

- (10) 品質規格書（試験成績書） 提出部数：1部
　　薬品納入時ごとに提出すること。
　　ア 薬品製造工場に関する事項（名称、所在地、連絡先）
　　イ 納入製品に関する事項（製品名、成分、分子量、比重、pH、粘度、濃度、凝固点）

5 品質保証、納入受領の中止、契約解除、事故等の対応及び特許権等の使用について

- (1) 発注課が当該薬品を特記仕様書「3 納入薬品の条件」に示した条件に適合しないと判断した場合には受注者の負担と責任において、本仕様書に適合する薬品に直ちに全量交換するものとし、その際共通仕様書「4 提出書類」の第1回目までに提出する書類を発注課担当者あて速やかに提出し、その了承を得た後に交換すること。
　　なお、交換前には、当工場のダスト処理剤貯留タンクの洗浄を行うこと。
- (2) 受注者が本仕様書に定める性能を満たす薬品を供給出来ない場合、または共通仕様書「4 提出書類」による書類に不備等があった場合には契約を解除することがある。
- (3) 国、地方公共団体、大学等の公的研究機関において、当該薬品に使用されている物質に有害性が認められた場合は、一方的に納品の受領を中止する場合がある。このとき、受注者の負担と責任において、本仕様書に適合した薬品に直ちに全量交換するものとし、その際共通仕様書「4 提出書類」の第1回目までに提出する書類を発注課担当者あてに速やかに提出し、その了承を得た後に交換すること。
　　なお、交換前には、当工場のダスト処理剤貯留タンクの洗浄を行うこと。
- (4) ダスト処理設備において、爆発・中毒事故・悪臭等による作業環境の悪化等が発生し、その原因が、当該薬品の性質もしくは受注者の対策の不備であることが明らかな場合には、直ちに原因を究明した上で報告書及び改善策を提出して、発注課の指示により受注者の責において、策を講じるものとし、この際設備に破損を生じた場合についても同様とする。その他、事故等に関する対応については発注課と協議すること。
- (5) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。
- (6) 原則として1工場に1メーカーとする。なお、災害発生等で調達が困難な場合は、複数メーカーの製品納入も可能とする。また、納入が想定されるすべての製造メーカーについて、本仕様書の「4 提出書類等」による書類を契約後、第一回目の薬品を納入するまでに提出すること。

6 現場作業の安全対策について

- (1) 有害ガス濃度測定や薬品納入時にダイオキシン類によりばく露する恐れがある場合は、担当者の指示に従い、ダイオキシン類ばく露防止対策を講じること。

7 情報提供

- (1) 当該薬品について、安全性、有効性又は有害性について新たに情報が得られたときには直ちにその情報を発注課に提供すること。

8 その他

(1) 各提出物については、期限を厳守すること。

(2) 当該薬品の適正添加量を簡易に測定できる装置のカタログを窓口である松森工場に提出すること。[第1回目の薬品納入までに提出すること。]

ダスト処理剤（1）特記仕様書

仙台市環境局施設部今泉工場

1 納入場所

仙台市若林区今泉字上新田103 TEL 022-289-4671

仙台市環境局施設部今泉工場内 ダスト処理剤貯留タンク（容量：5.2m³）

2 納入予定数量

- (1) 納入予定総数量 約75t
(2) 月別納入予定数量 表1のとおり
(3) 1回の納入予定数量 約5t（臨時に少量納入の場合あり）

表1 月別納入予定数量

月	納 入 量 (t)	月	納 入 量 (t)
4	約 5	10	約 10
5	約 5	11	0
6	約 10	12	約 10
7	約 5	1	0
8	約 10	2	約 5
9	約 5	3	約 10
合 計			約 75 t

3 納入薬品の条件

（1）保証性能

発注課から排出する飛灰（参考値：鉛含有量1000～3000mg/kg程度（※）、鉛溶出量40～120mg/l程度、pH12.3程度）をダスト処理装置にて薬品添加率2～5%（重量%）で処理した後の処理灰が、廃棄物の埋め立て処分に関する基準（注1）に適合すること。

（注1）：廃棄物の埋立処分に関する基準とは、「特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準（平成4年7月3日環境庁告示第42号）」をいう。

（※）今泉工場から提出される飛灰の鉛含有量が参考数値より高い場合は担当者と協議し、薬品添加率8.5%（重量%）以下で処理し埋め立て基準に適合すること。

（2）有害成分

（1）に定めるほか、当該薬品で処理した灰の溶出液の水質が、当該薬品の成分に起因して、水質汚濁防止法による排水基準（注2）を超えないものであること。また、薬品原液にチウラムを含有しないこと。

（注2）：水質汚濁防止法による排水基準とは、水質汚濁防止法による「排水基準を定める總理府令（昭和46年6月21日總理府令第35号）」別表第一に定める各項目の基準をいう。

（3）有害ガス

ダスト処理設備において飛灰を当該薬品で処理する際に、当該薬品に起因して発生する二硫化炭素等の有害ガスについて、ダスト処理装置内（混練機点検口を開放している場合も含む）における発生ガス濃度が、作業環境評価基準等（注3）を常に達成すること。また薬品納入時の、ダスト処理剤貯留タンク室内における作業環境への影響についても同様であること。

(注3)：「作業環境評価基準（昭和63年9月1日労働省告示第79号）」、もしくはこれに規定のないアンモニア等の悪臭物質については、「ACGIHのTWA値」及び「日本産業衛生学会の許容濃度」をいう。

ただし、ACGIH : American Conference of Governmental Industrial Hygienists
TWA : 1日8時間、週40時間の労働における時間加重平均の許容濃度

(4) 粘度、凝固点及び析出点

冬期間の使用において、薬品の粘度、凝固点及び析出点から薬剤移送ポンプ及びバルブ、配管中で詰まり等を起こさないこと。

(5) スケールの生成

薬剤移送ポンプ、バルブ、配管中、ダスト処理設備において当該薬品に起因してスケールの生成のために詰まり等を起こさないこと。

(6) 薬品処理灰

当該薬品で処理した後の灰は、混練機に固着しないよう粒状又は塊状の形状をなし、風等で飛散しないものであること。

(7) 水溶性、揮発性、引火性

水溶性があること。また、薬品の揮発、腐敗等により引火性、危険性の物質を発生させ貯留タンク室付近の雰囲気を悪化させないこと。

(8) 腐敗及び劣化

納入する薬品は、腐敗、分解、分離、劣化等による性能低下を起こさないこと。

(9) ダスト処理設備

ダスト処理設備及び排出される飛灰性状にあった薬品であること。

(10) pH調整

薬品は排出される飛灰のpHに対応できるものであること。

4 納入方法等

(1) 納入依頼

発注課が電話等により連絡する。

(2) 納入日

発注課と協議の上、依頼された日に納入することとし、また土曜日、日曜日、及び祝祭日は納入できない。

(3) 納入時間

9時から16時15分までとする。また、搬入車両の場内乗入時間も同様とする。

(4) 納入方法

1回の納入数量は、最大約5tとする。（タンク容量からm³換算で最大4.2m³とする。）タンクローリー車等にて搬入し、発注課のダスト処理剤タンク受け入れ口（50Aフランジ）に接続のうえ、タンク内に納入すること。

(5) 納入作業

発注課が指定した者の立会いのもと、その指示に従い作業を行うこと。

(6) 計量

納入数量については、発注課の計量器により納入前と納入後の2回、計量するものとする。納入（薬品積載）時の車両等は、当工場に設置してあるトラックスケール（幅2.7M、長さ6.5M、車両総重量で25t未満）の範囲内とすること。

(7) ダスト処理剤貯留タンクの洗浄

発注課から依頼があった場合は、ダスト処理剤貯留タンク内の水洗浄を行うこと。

5 ダスト処理設備

(1) クッションホッパ

ア 形 式	縦形溶接鋼板製
イ 容 量	1 m ³
ウ 材 質	SS400
エ 数 量	3基
オ 付属品	
レベル検出器	形式 パドル式
	検出 HH、 H、 L
	数量 3台
バイブレータ	形式 電動回転式
	駆動 0.15kW×400V×50Hz
	数量 1台
伸縮継手(入口)	寸法 350×100mm
	材質 ネオプレンクロス
	数量 1式
加温ヒータ	形式 シーズヒータ
	容量 3kW
熱電対	形式 K形熱電対
	数量 1本
保温	材質 ロックワール
	保温厚 50mm
ダスト定量	
供給装置	形式 スクリューコンベア
	能力 200～800kg/h (可変、但し比重0.35の時)

(2) ダスト混練機

ア 形 式	二軸強制混練式
イ 能 力	450kg/h (ダスト比重0.35の時)
ウ 駆 動	パラマックス減速機
エ 数 量	30kW×400V×50Hz

(3) 重金属安定剤貯留槽

ア 形 式	縦形溶接鋼板製
イ 容 量	5.2m ³
ウ 材 質	SUS304
エ 流 体	ダスト処理剤 (液体キレート系重金属固定剤)
オ 数 量	1基
カ 付属品	液面計、レベルスイッチ、点検口、点検口梯子 配管及びバルブ類

(4) 重金属安定剤注入ポンプ

ア 形 式	ダイヤフラム式定量ポンプ
イ 能 力	0.1～0.6L/min (可変) × 0.49MPa (5kg/cm ²)

ウ 材 質	ヘッド PVC ダイヤフラム PTFE ボールバルブ ハスティロイC276
エ 駆 動	インバーターモータ 0.4 kW × 400V
オ 流 体	ダスト処理剤(液体キレート系重金属固定剤)
カ 数 量	4基(常用3基+予備1基)
キ 付属品	圧力計、エアチャンバー、ボール式サイトグラス 安全弁、配管(HIVP)およびバルブ類

- (5) 添加水タンク
- | | |
|-------|--|
| ア 形 式 | 縦形溶接鋼板製 |
| イ 能 力 | 1 m ³ |
| ウ 材 質 | SUS304 |
| エ 流 体 | プラント用水 |
| オ 数 量 | 1基 |
| カ 付属品 | 液面計、レベルスイッチ、点検口、電磁弁
配管(HIVP)及びバルブ類、井水軟水装置 |
- (6) 添加水ポンプ
- | | |
|-------|---|
| ア 形 式 | ダイヤフラム式定量ポンプ |
| イ 能 力 | 0.83~3.3L/min(可変) × 0.49MPa (5kg/cm ²) |
| ウ 材 質 | ヘッド PVC
ダイヤフラム PTFE
ボールバルブ セラミックス |
| エ 駆 動 | インバーターモータ
0.4 kW × 400V |
| オ 流 体 | プラント用水 |
| カ 数 量 | 4基(常用3基+予備1基) |
| キ 付属品 | 薬液混合器、圧力計、エアチャンバー、安全弁
ボール式サイトグラス、配管(HIVP)およびバルブ類 |

6 計量設備

ア 形 式	マルチロードセル式 埋め込み式
イ ひょう量	25,000 kg
ウ 使用範囲	200~25,000 kg
エ 積載台寸法	2700×6500 mm

特記仕様書

件名 ダスト処理剤(2)

発注課 仙台市環境局施設部葛岡工場

1 納入場所

仙台市青葉区郷六字葛岡57-1 TEL 022-277-5399

仙台市環境局施設部葛岡工場内 ダスト処理剤貯留タンクA・B (容量: 5m³×2基)

2 納入予定数量

- (1) 納入予定総数量 160t
- (2) 月別納入予定数量 表1のとおり
- (3) 1回の納入予定数量 約10t

表1 月別納入予定数量

月	納入量(t)	月	納入量(t)
4	10	10	20
5	10	11	10
6	10	12	10
7	10	1	20
8	10	2	20
9	20	3	10
合計		160t	

3 納入薬品の条件

(1) 保証性能

発注課から排出する飛灰（参考値：鉛含有量最大3000～4000mg/kg程度（※），鉛溶出量40～210mg/l程度，pH12.3程度）をダスト処理装置にて薬品添加率3～5%（重量%）で処理した後の処理灰が、廃棄物の埋め立て処分に関する基準（注1）に適合すること。

（注1）：廃棄物の埋立処分に関する基準とは、「特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準（平成4年7月3日環境庁告示第42号）」をいう。

（※）葛岡工場から提供される飛灰の鉛含有量が参考数値より高い場合は担当者と協議し、薬品添加率7.0%（重量%）以下で処理し埋め立て基準に適合すること。

(2) 有害成分

(1) に定めるほか、当該薬品で処理した灰の溶出液の水質が、当該薬品の成分に起因して、水質汚濁防止法による排水基準（注2）を超えないものであること。また、薬品原液にチウラムを含有しないこと。

(注2):水質汚濁防止法による排水基準とは、水質汚濁防止法による「排水基準を定める總理府令（昭和46年6月21日總理府令第35号）」別表第一に定める各項目の基準をいう。

(3) 有害ガス

ダスト処理設備において飛灰を当該薬品で処理する際、当該薬品に起因して発生する二硫化炭素等の有害ガスについて、ダスト処理装置内（混練機点検口を開放している場合も含む）における発生ガス濃度が、作業環境評価基準等（注3）を常に達成するものであること。また薬品納入時の、ダスト処理剤貯留タンク室内における作業環境への影響についても同様であること。

(注3):「作業環境評価基準（昭和63年9月1日労働省告示第79号）」、もしくはこれに規定のないアンモニア等の悪臭物質については、「ACGIHのTWA値」及び「日本産業衛生学会の許容濃度」をいう。

ただし、ACGIH:American Conference of Governmental Industrial Hygienists
TWA:1日8時間、週40時間の労働における時間加重平均の許容濃度

(4) 粘度、凝固点及び析出点

冬期間の使用において、薬品の粘度、凝固点及び析出点から薬剤移送ポンプ及びバルブ、配管中で詰まり等を起こさないこと。

(5) スケールの生成

薬剤移送ポンプ、バルブ、配管中、ダスト処理設備において当該薬品に起因してスケールの生成のために詰まり等を起こさないこと。

(6) 薬品処理灰

当該薬品で処理した後の灰は、混練機に固着しないよう粒状又は塊状の形状をなし、風等で飛散しないものであること。

(7) 水溶性、揮発性、引火性

水溶性があること。また、薬品の揮発、腐敗等により引火性、危険性の物質を発生させ貯留タンク室付近の雰囲気を悪化させないこと。

(8) 腐敗及び劣化

納入する薬品は、腐敗、分解、分離、劣化等による性能低下を起こさないこと。

(9) ダスト処理設備

ダスト処理設備及び排出される飛灰性状にあった薬品であること。

(10) pH調整

薬品は排出される飛灰のpHに対応できるものであること。

4 納入方法等

(1) 納入依頼

発注課からの電話等による依頼により納入すること。

(2) 納入日

発注課と協議の上、期日内に納入すること。但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除いた日に納入すること。

(3) 納入時間

9時から16時15分までとする。また、搬入車両の場内乗入時間も同様とする。

(4) 納入方法

1回の納入数量は、最大約10tとする。(タンク容量からm³換算で最大8m³とする。)
タンクローリー車等にて搬入し、発注課のダスト処理剤タンク受け入れ口(50Aワンタッチカプラー)に接続のうえ、タンク内に納入すること。

(5) 納入作業

発注課が指定した者の立会いのもと、その指示に従い作業を行うこと。

(6) 計量

納入数量については、発注課の計量器により納入前と納入後の2回計量とする。納入(薬品積載)時の車両等は、当工場に設置してある計量器(幅3M、長さ8M、車両総重量で25t未満)の範囲内とすること。

(7) ダスト処理剤貯留タンクの洗浄

発注課から依頼があった場合は、ダスト処理剤貯留タンク内及び配管内の水洗浄を行うこと。

5 ダスト処理設備

(1) ダスト貯槽・ダスト供給設備

ア ダスト貯槽

型式 鋼板製
有効容量 6 m³

イ ダスト供給機

型式 スクリューフィーダー×2基
供給能力 1.5 t/Hr
主要材質 SS400

ウ ダスト供給コンベア

型式 チェーンコンベア×2基
供給能力 1.5 t/Hr
主要材質 SS400

(2) 混練機

型式 2軸パドル式×2基
原灰処理能力 1.5 t/Hr
主要部材質 本体 SS400
パドル SS400+超硬合金
スクリュー SS400+硬化肉盛
電動機 4.5 kW
寸法 4074×1750×1130H
回転数約 44 rpm 50Hz

(3) 薬剤注入ポンプ

型式 ダイヤフラム式(流量可変型)×2台
吐出量 0.9L/min
吐出圧 1.0 MPa
電動機 0.2 kW+インバータ制御
主要部材質 ポンプヘッド PVC

(4) 薬剤クッショントンク	
型式	円筒形ポリエチレン製×1基
有効容量	1.0 m ³
(5) 加湿水ポンプ	
型式	ダイヤフラム式(流量可変型) ×2台
吐出量	10L/min
吐出圧	0.7Mpa
電動機	0.75kW+インバータ制御
主要部材質	ポンプヘッド PVC
(6) 加湿水タンク	
型式	円筒形ポリエチレン製×1基
有効容量	1.0 m ³
(7) ダスト処理剤貯留タンク	
型式	F R P タンク
容量	5 m ³ × 2基 (A, B)
材質	F R P
設置場所	屋内(開放型)換気設備有
(8) ダスト処理剤移送ポンプ	
型式	マグネットポンプ
揚程	20m
吐出量	20l/min
出力	1.5kw
材質 スピンドル	高純度セラミックス
軸受	高密度カーボン
Oリング	E P D M
(9) 加湿水	
発注課排水処理設備での処理水	
平均成分	
S S	3 mg/L
C O D	7 mg/L
B O D	4 mg/L
N a	330 mg/L
C a	56 mg/L
M g	2 mg/L
C I ⁻	620 mg/L
S O ₄ ²⁻	45 mg/L
全シリカ	23 mg/L

6 その他

共通仕様書に記載された下記試験について、当工場では月2回(全炉停止時等は除く)及び発注課の指示があった場合に測定を行い、報告書を提出すること。

(共通仕様書)

4 提出書類

- (7) 混練処理前・後の飛灰等を試料とした試験結果成績書
- (8) 現地簡易試験報告書

件名 ダスト処理剤（3）特記仕様書

仙台市環境局施設部松森工場

1 納入場所

仙台市泉区松森字城前135 Tel 022-373-5399

仙台市環境局施設部松森工場内 飛灰処理薬剤タンク（容量：10m³）

2 納入予定数量

- (1) 納入予定総数量 160 t
(2) 月別納入予定数量 表1のとおり
(3) 1回の納入予定数量 約 5t

表1 月別納入予定数量

月	納 入 量 (t)	月	納 入 量 (t)
4	10	10	0
5	15	11	15
6	15	12	15
7	15	1	15
8	15	2	15
9	15	3	15
合 計		160 t	

3 納入薬品の条件

(1) 保証性能

発注課から排出する飛灰（参考値：鉛含有量700～2000mg/kg程度（＊）、鉛溶出量5～40程度mg/1、pH12.3程度）をダスト処理装置にて薬品添加率3～5%（重量%）で処理した後の処理灰が、廃棄物の埋め立て処分に関する基準（注1）に適合すること。

（注1）：廃棄物の埋立処分に関する基準とは、「特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準（平成4年7月3日環境庁告示第42号）」をいう。

（＊）松森工場から提供される飛灰の鉛含有量が参考数値より高い場合は担当者と協議し、薬品添加率7.0%（重量%）以下で処理し埋め立て基準に適合すること。

(2) 有害成分

（1）に定めるほか、当該薬品で処理した灰の溶出液の水質が、当該薬品の成分に起因して、水質汚濁防止法による排水基準（注2）を超えないものであること。また、薬品原液にチウラムを含有しないこと。

（注2）：水質汚濁防止法による排水基準とは、水質汚濁防止法による「排水基準を定める総理府令（昭和46年6月21日総理府令第35号）」別表第一に定める各項目の基準をいう。

(3) 有害ガス

ダスト処理設備において飛灰を当該薬品で処理する際に、当該薬品に起因して発生する二硫化炭素等の有害ガスについて、ダスト処理装置内（混練機点検口を開放している場合も含む）における発生ガス濃度が、作業環境評価基準等（注3）を常に達成するものであること。また薬品納入時の、ダスト処理剤貯留タンク室内における作業環境への影響についても同様であること。

（注3）：「作業環境評価基準（昭和63年9月1日労働省告示第79号）」、もしくはこれに規定のないアンモニア等の悪臭物質については、「ACGIHのTWA値」及び「日本産業衛生学会の許容濃度」をいう。

ACGIH : American Conference of Governmental Industrial Hygienists

TWA : 1日8時間、週40時間の労働における時間荷重平均の許容濃度

(4) 粘度、凝固点及び析出点

冬期間の使用において、薬品の粘度、凝固点及び析出点から薬剤移送ポンプ及びバルブ、配管中で詰まり等を起こさないこと。

(5) スケールの生成

薬剤移送ポンプ、バルブ、配管中、ダスト処理設備において当該薬品に起因してスケールの生成のために詰まり等を起こさないこと。

(6) 薬品処理灰

当該薬品で処理した後の灰は、混練機に固着しないよう粒状又は塊状の形状をなし、風等で飛散しないものであること。

(7) 水溶性、揮発性、引火性

水溶性があること。また、薬品の揮発、腐敗等により引火性、危険性の物質を発生させ貯留タンク室付近の雰囲気を悪化させないこと。

(8) 腐敗及び劣化

納入する薬品は、腐敗、分解、分離、劣化等による性能低下を起こさないこと。

(9) ダスト処理設備

ダスト処理設備及び排出される飛灰性状にあった薬品であること。

(10) pH調整

薬品は排出される飛灰のpHに対応できること。

4 納入方法等

(1) 納入依頼

発注課からの依頼により納入すること。

(2) 納入日

発注課と協議の上、期日内に納入することとし、土曜日、日曜日、及び祝祭日を除いた日に納入すること。

(3) 納入時間

9時から16時15分までとする。また、搬入車両の場内乗入時間も同様とする。

(4) 納入方法

タンクローリー車等にて搬入し、発注課のダスト処理剤タンク受け入れ口（50Aワンタッチカプラーまたはフランジ）に接続のうえ、タンク内に納入すること。

(5) 納入作業

発注課が指定した者の立会いのもと、その指示に従い作業を行うこと。

(6) 計量

納入数量については、発注課の計量器により納入前と納入後の2回、計量するものとする。
なお、納入（薬品積載）時の車両は、発注課の計量設備（「6 計量設備」参照）に対応
できる車両で納入すること。

(7) ダスト処理剤貯留タンクの洗浄

発注課から依頼があった場合は、ダスト処理剤貯留タンク内の水洗浄を行うこと。

5 ダスト処理設備

(1) ダスト貯槽・ダスト切出機

ア 飛灰サービスタンク

型式	円筒形鋼板製
有効容量	1.3 m ³
主要材質	SS400
数量	2基

イ 飛灰定量供給機

型式	テーブルフィーダー
供給能力	1.8 t/h
主要材質	SS400
数量	2基

ウ 飛灰供給コンベア

型式	スクレーパー式
供給能力	1.8 t/h
主要材質	SS400
数量	1基

エ 飛灰振分けコンベア

型式	スクリューコンベア
供給能力	1.8 t/h
主要材質	SS400
数量	1基

オ 混練供給コンベア

型式	スクリューコンベア
供給能力	2.34 t/h
主要材質	SS400
数量	2基

(2) 混練機

型式	2軸パドル式
飛灰処理能力	2.34 t/h
主要部材質	本体 FCD-7 パドル SC450 スクリュー SC450
電動機	75 kW
寸法	4010×2190×1420 H
回転数	約49 rpm 50 Hz
数量	2基

(3) 飛灰処理薬剤ポンプ

型式	ダイヤフラム式（流量可変型）
吐出量	300L/h
吐出圧	0.5 MPa
電動機	0.4 kW+インバータ制御
主要部材質	SUS304
数量	2台

(4) 飛灰処理給水ポンプ

型式	ダイヤフラム式（流量可変型）
吐出量	1.1 t/h
吐出圧	0.3 MPa
電動機	0.75 kW+インバータ制御
主要部材質	SUS304
数量	2台

(5) 飛灰処理給水タンク

型式	円筒形ポリエチレン製
容量	1.0 m ³
数量	1基

(6) 飛灰処理薬剤タンク

型式	円筒形
容量	1.0 m ³
材質	FRP
設置場所	屋内（開放型）
	換気設備有
数量	1基

(7) セメント定量供給装置

型式	テーブルフィーダー
供給能力	0.54 t/h
主要材質	SS400
数量	1基

(8) No.1・No.2 養生コンベア

型式	ベルトコンベア
供給能力	3. 3 t/h
主要材質	SS400
数量	2基

6 計量設備

型式	4点ロードセル式 ピット埋込み型
ひょう量	30, 000 kg
目量	10 kg
使用範囲	200～30, 000 kg
積載台寸法	幅3m×長さ8m